

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 企画担当(06-6469-7935)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	卸売業者の事業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割認可申請
概要	許可を受けている卸売業者が、卸売の事業を譲渡する場合、他の法人と合併する場合又は法人を分割する場合は、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第14条（昭和46年条例第40号） 中央卸売市場業務条例施行規則第11条（昭和47年規則第7号） 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第10条（昭和47年規則第8号） （ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 卸売業者の許可等に関する要綱 （中央卸売市場 企画担当窓口）
審査基準	<p>◎事業を譲り受けようとする法人、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割により卸売の事業を承継した法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、認可を受けることができません。</p> <p>(1) 法人でないとき</p> <p>(2) 卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行終了又は執行猶予期間満了から起算して3年を経過しないものであるとき</p> <p>(3) 中央卸売市場業務条例第69条第1項第3号の規定による卸売業務の許可取消しの監督処分を受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき</p> <p>(4) 業務を執行する役員のうち次に次のいずれかに該当する者があるとき</p> <p>ア 破産者で復権を得ないもの</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行終了又は執行猶予期間満了から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ 卸売業務の許可取消しの監督処分を受けた法人の役員であった者で、その処分の原因となった事実が発生した当時、その業務を執行する役員として在任したもの(市長が認めるものを除く。)で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>エ 役員解任の命令の対象となった者で、その命令の日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>(5) 卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験を有する者でないとき</p> <p>(6) 純資産額が市規則に定められる純資産基準額を下回っているとき</p> <p>(7) 行おうとする卸売の業務の事業計画が適切でないとき又はその遂行が確実と認められないとき</p> <p>(8) 行おうとする卸売の業務が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき</p> <p>○(4)アの「破産者で復権を得ないもの」とは、破産手続開始決定がされ、法律上の資格制限を受けている者をいいます。免責決定を受けること等により復権します。</p> <p>○(6)の純資産額は、所定の勘定科目に計上した資産の額から、所定の勘定科目に計上した負債の額を控除して計算します。</p> <p>○(7)の「事業計画」は、事業開始の日を含む年度及びその翌年度のものが必要です。また、「事業計画が適切でないとき又はその遂行が確実と認められないとき」には、事業計画上の業務を行うための空きスペースが市場内にない場合を含みます。</p> <p>なお、仲卸業者の認定基準として「卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人でないこと」が定められているため、仲卸業者が卸売業者を兼ねることはできません（条例第25条第4項）。</p>
標準処理期間	2週間～1ヶ月（補正に要した期間を除く。）
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場(企画担当)
提出時期	随時
提出方法	大阪市中央卸売市場業務条例施行規則又は同南港市場施行規則の規定に基づき、譲渡、合併又は分割の当事者となる法人が連署した認可申請書に、所定の書類を添付して窓口へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場(企画担当)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023288.html
備考	—